

**子供将棋教室**

**と き** 4月13日(土)、20日(土)  
午前11時～午後0時30分  
**ところ** ガレリアかめおか1階

クラブ室  
**対 象** 小学生  
**定 員** 各日4人  
**参加費** 250円(1回分)  
**申し込み** 問 いずれも前日までに

子供将棋クラブ田井  
TEL090-6674-5851  
(社会教育課)

**「亀岡市出前タウンミーティング」をご活用ください**

「出前タウンミーティング」は、市が行っている仕事を中心に、「セーフコミュニティの取り組み」などの安全で安心して暮らせるまちに関することや、「子ども・子育て支援事業」「介護保険制度について」など子育て・福祉分野のほか、農業や観光、環境に関わる分野まで49のテーマを用意しています。市政への理解をさらに深め、まちづくりに参画する機会として、また、いろいろな情報の収集や専門知識を習得する機会として「亀岡市出前タウンミーティング」を活用しませんか。

**対 象** 市内在住・在勤・在学の人でおおむね10人から20人のグループ・団体

**開催時間** 原則、月曜日から金曜日の午前9時から午後9時(ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日と祝日を除く)の開催です。実施時間は、説明と話し合いの時間を合わせておおむね60分～90分とします。

※文化資料館および図書館は開催曜日などが異なる場合があります。

**会 場** 会場は亀岡市内でお願いします。会場の手配や当日の進行などは、主催する団体の皆さんで行ってください。

**申込方法** 開催希望日の4週間前までに、申込書を市役所5階秘書広報課に提出してください。FAXでも結構です。申込書は、秘書広報課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※開催テーマや詳細については、キラリ☆亀岡おしらせ 平成30年6月1日号(No841)や市ホームページに掲載しています。または、秘書広報課へ問い合わせてください。

**問** 市役所5階秘書広報課 TEL25-5003、FAX22-6372

(秘書広報課)

**空き家に付随する農地の取得制度について**

亀岡市では、空き家の増加とともに不在地主による遊休農地も増えています。また一方では、田舎に移住し『家庭菜園をしたい』という人が増えています。そうした人が亀岡市に定住して、農地を取得しやすくする制度を定めました。

**《空き家に付随する農地を取得する制度の内容》**

市農業委員会では、売買や贈与により農地を取得する場合は30アール以上耕作することを定めています（別段面積や下限面積と言います）。

今回、市内に移住・定住したい人が「空き家に付随する農地」を購入する場合に限り、1平方メートルから取得できるよう規程を定め、その農地を指定することで農地を取得しやすくなりました。

**《指定をすることができる農地は「空き家バンクに登録された空き家の所有者などが所有する農地」です》**

ただし、次の農地は指定をすることができません。

- ① 賃借権、地上権などが設定されている農地
- ② 利用権が設定されている農地
- ③ 農地中間管理権が設定されている農地
- ④ 作業受委託契約がされている農地
- ⑤ 多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業など補助事業の対象となっている農地
- ⑥ 地域などが取り組む集团的営農活動において活用されている農地
- ⑦ 亀岡農業振興地域整備計画の農用地区域内農地（ただし、農用地除外の要件を満たしている農地は除く）

**《手続きの流れ》**

- ① 「空き家バンク」の登録と同時に付随する農地の指定を市役所5階ふるさと創生課に申請してください。
- ② 農業委員会総会において、指定できる農地が否かの判断を行い、指定する農地を公示します。
- ③ 「農地付き空き家」として「空き家バンク」で利用希望者を募集します。
- ④ 当事者間で交渉・仮契約をします。
- ⑤ 農業委員会に農地法第3条の許可申請をします。
- ⑥ 農業委員会総会において審議の上で許可書を発行します。
- ⑦ 本契約し、当事者間で所有権移転登記をします。

**問** 空き家に付随する農地に関すること  
亀岡市空き家バンクに関すること

市役所3階農業委員会事務局  
市役所5階ふるさと創生課

TEL25-5059  
TEL25-5060

(農業委員会事務局)

**大河ドラマ「麒麟がくる」明智光秀公ゆかりのまち亀岡を盛り上げよう!**